

おたふくかぜワクチン助成

おたふくかぜワクチン予防接種の助成を行います。詳細は、対象の方に送付するチラシをご確認ください。

- 対象者 垂水市民の方で接種日に①1歳以上2歳未満の方②5歳以上7歳未満で、小学校就学1年前の方

■対象期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

■助成額

上限4000円(各年代1回)

■市内接種機関 (要事前予約)

- ・東内科小児科クリニック
- ・ふくまる皮フ科クリニック
- ・よしとみクリニック

※市内医療機関の窓口では、接種費用から助成額を差し引いた自己負担をお支払いください。

※市外医療機関での接種も助成対象となります。お手続き方法などの詳細はチラシをご確認いただくか、保健課健康増進係にお問い合わせください。

■持参するもの 母子健康手帳

◎問い合わせ先

保健課 健康増進係

☎内線 138・164

麻疹風しん混合ワクチン2期の予防接種

麻疹風しん混合ワクチン2期の予防接種は、保育園および幼稚園等の年長となる児童を対象とした予防接種です。定期接種として無料で受けられる期間は1年間のみとなります。接種期間内の受診をお願いします。

■対象者

平成30年4月2日～平成31年4月1日までの間に生まれた児童

■接種期間

令和7年3月31日(月)

■市内接種機関 (要事前予約)

- ・桑波田診療所
- ・東内科小児科クリニック
- ・ふくまる皮フ科クリニック
- ・よしとみクリニック

■持参するもの

母子健康手帳、予防票

※予防票または母子健康手帳を忘れた場合は接種できません。

※市外の医療機関で接種を希望される方は、健康増進係までご連絡ください。

◎問い合わせ先

保健課 健康増進係

☎内線 138・164

ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの定期予防接種

公費で接種できるHPVワクチンは、2価ワクチン(サーバリックス)、4価ワクチン(ガーダシル)、9価ワクチン(シルガード)の3種類があります。対象者には、予防票およびリーフレットを発送します。なお、接種を希望される方は必ず令和5年4月以降発行の予防票をご使用ください。

■対象者

- ①小学6年生～高校1年生の女子
- ※小学6年生の女子は令和7年度(中学1年生時)に発送いたします。
- 希望者は今年度接種することも可能です。
- ②平成9年度～平成19年度生まれの女性

※積極的な勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方

■接種期間

令和7年3月31日(月)

■接種費用 無料

※詳しくは発送されるリーフレット等をご確認ください。

◎問い合わせ先

保健課 健康増進係

☎内線 138・164

成人用(高齢者用)肺炎球菌ワクチン予防接種

令和6年4月から定期接種の対象者が変更になりました。対象者には、順次、予防票および説明書を発送いたします。なお、接種を希望される方は必ず予防票を持って医療機関での受診をお願いします。

■対象者

- ①垂水市に住民登録があり、65歳の方
- ②垂水市に住民登録があり、60～64歳で心臓や腎臓、呼吸器に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方
- ③垂水市に住民登録があり、60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

■接種費用

接種料金から3000円を差し引いた金額

※接種料金は医療機関により異なりますので、各医療機関へご確認ください。

※詳しくは発送される説明書等をご確認ください。

◎問い合わせ先

保健課 健康増進係

☎内線 138・164

5種混合ワクチン予防接種

令和6年4月から新しく5種混合ワクチンが定期接種の対象となりました。対象者には、順次、予防票および説明書を発送いたします。なお、接種を希望される方は送付される説明書または垂水市ホームページをご確認ください。

■5種混合ワクチンとは

従来の4種混合ワクチン(百日せき、破傷風、ジフテリア、ポリオ)に肺炎などを引き起こすヒブ感染症を加えたものになります。

◎問い合わせ先

保健課 健康増進係

☎内線 138・164

乳幼児用紙おむつ回収

子育て支援の取組みとして、これまで子育て支援センターに設置していた乳幼児用紙おむつ回収ボックスを牛根支所、新城支所にも新たに設置いたしました。

ご自宅の最寄りの回収ボックスだけでなく、市外にお出かけの際に牛根支所や新城支所の回収ボックスをご利用いただくこともできますので、ぜひご利用ください。

なお、ご利用の際は、次の基本ルールをお守りください。

- 基本ルール
 - ①紙おむつを捨てる際は、必ずビニール袋にまとめて入れてから、回収ボックスに入れてください。
 - ②乳幼児用紙おむつ専用の回収ボックスですので、乳幼児用紙おむつ以外のごみ(家庭ごみ等)を入れないようにしてください。



▲牛根支所の紙おむつ回収ボックス



▲新城支所の紙おむつ回収ボックス

◎問い合わせ先

保健課 子育て支援係

☎内線 124

低所得者の子育て世帯への加算

令和5年12月1日時点(以下「基準日」といいます)で垂水市に住民登録があること(令和5年12月2日以降生まれの新生児を含む)を要件に、令和5年度住民税非課税世帯および令和5年度均等割のみ課税世帯への給付に、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算して支給しています。

■支給額 児童1人当たり5万円

■支給方法 口座振込

■支給対象者

- ①住民税非課税世帯(令和6年3月支給済み) 住民税非課税世帯に対する給付金(7万円)を受給された世帯
- ②住民税均等割のみ課税世帯(令和6年3月に一部の対象者へは支給済み) 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)を受給される(された)世帯

■申請方法

原則申請の必要はありません。対象となる世帯にはお知らせを送付します。ただし、次の

世帯は申請が必要となる場合がありますので、下記までお問い合わせください。

- ・基準日時点で、別住所に児童がいる世帯
- ・令和5年12月2日から令和6年3月31日までの間に生まれた児童

■申請期限 8月30日(金)

■注意事項

- ・他市町村で既に支給を受けた世帯は対象外となります。
- ・給付金の支給後、修正申告等により支給要件に該当しないことが判明した場合、返還の必要が生じます。

問 保健課 子育て支援係 ☎内線 124